運営法人：株式会社フロリア

事業所名：あおいケアヘルパーステーション

重要事項説明書

(居宅介護サービス)

氏名　　様

契約日　令和　　年　　月　　日

1.事業者

名称	株式会社フロリア
所在地	岐阜市須賀 2 丁目 2 番 27 号メゾンスガ 103 号室
電話番号	058-201-0680
代表者氏名	松原　嘉幸
設立年月	令和元年 7 月

2.事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護サービス事業所
事業の目的	事業所において実施する居宅介護サービスの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図ると共に、利用者及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った適切な居宅介護の提供を確保する。
事業所の名称	あおいケアヘルパーステーション
事業所の所在地	岐阜市須賀 2 丁目 2 番 27 号メゾンスガ 103 号室
電話番号	058-201-0680
管理者氏名	松原　ゆかり
主たる対象者	身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児・難病等対象者
運営方針	1　利用者が可能な限りその居宅において、日常生活を営むことができるよう利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活に関する相談及び助言ならびに外出時における移動の介護その他生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。 2　事業の実施に当たっては、必要なときに必要な居宅介護の提供ができるよう努めるものとする。 3　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。 4　前 3 項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び岐阜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 64 号）に定める内容のほか関係法令などを遵守し、事業を実施するものとする。
事業所が行っている他の業務	指定訪問介護・総合事業(訪問介護相当サービス)

3.事業実施地域

岐阜市・羽島市・もとす広域連合

4.営業時間

営業日	年中無休（但し 1 月 1 日～1 月 3 日を除く）
営業時間	9：00～18：00

5.職員の体制

〈主な職員の配置状況〉＊職員の配置については、指定基準を遵守しています。
当事業所では、利用者に対して居宅介護サービスを提供する職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職種	職員数	資格
1.管理者	1 名	介護福祉士
2.サービス提供責任者	3 名	介護福祉士
3.居宅介護従事者	2.5 名以上	介護職員初任者研修修了者以上

6.当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）「居宅介護計画」とサービス内容（契約書第 3 条･第 4 条参照）
当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護計画」を定めて、サービス提供します。「居宅介護計画」は市町村が決定した居宅介護の「支給量」（「受給者証」に記載してあります。）と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出によりいつでも見直すことができます。

サービスの概要と利用者負担額　利用時間帯　日中（午前 9 時～午後 6 時）
（処遇改善加算　27.4%、特定処遇改善加算　7%、ベースアップ等加算　4.5%）
（地域区分 10.36 適用後）

（サービスの種類） 居宅介護	内　　容	ご利用時間	利用者負担額
身体介護	排泄・食事・入浴介助 体位交換・更衣介助 移乗・移動介助 服薬介助　など	30 分未満	441 円
		30～60 分	695 円
		60～90 分	1,009 円
		90～120 分	1,150 円
		120～150 分	1,296 円
		150～180 分	1,439 円

家事援助	調理・買い物・掃除・洗濯など		30 分未満	183 円
			30～45 分	263 円
			45～60 分	338 円
			60～75 分	412 円
			75～90 分	474 円
			90 分以上	535 円
通院等介助	病院等への通院官公署での手続き	身体介護を伴う場合	30 分未満	441 円
			30～60 分	695 円
			60～90 分	1,009 円
			90～120 分	1,150 円
			120～150 分	1,296 円
			150～180 分	1,439 円
			180 分以上	1,581 円
		身体介護を伴わない場合	30 分未満	183 円
			30～60 分	338 円
			60～90 分	474 円
			90 分以上	594 円

早朝（午前６時～午前８時）・夜間（午後６時～午後１０時）は２５％増し
深夜（午後１０時～午前６時）は５０％増しとなります。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	利用者負担額
初回加算	訪問開始月、中断再開後に加算されます	288 円

（2）利用者負担額（契約書第 5 条参照）

上記サービスの利用に対しては、通常 9 割が介護給付費の給付対象となります。利用者は、利用者負担分としてサービス料金の 1 割(定率負担)を事業所にお支払いいただきます。

〈利用者負担額の上限等について〉

※介護給付費対象のサービスの利用者負担額は上限が定められています。

※ご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。

（3）サービス利用にかかる実費負担額（契約書第 5 条参照）

○有料駐車場代

ヘルパーが訪問する際、有料駐車場を利用することになった場合は、実費をいただきます。

（4）利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第５条参照）
前記（2)、及び（3）の料金･費用は、１ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。
ア、現金にてのお支払い
イ、郵便振込
ウ、金融機関口座からの自動引き落とし

（5）利用の中止、変更、追加（契約書第６条参照）
①利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービス実施日の前日 18 時までに事業所に申し出て下さい。
②利用予定日の前日までに申し出が無く、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合がございます。ただし利用者の体調不良等やむを得ない場合、取消料はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	800 円

③市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。

（6）実費負担額（交通費等）の変更
実費負担額（交通費等）を変更する場合は、原則としてその２ヶ月前までにご説明します。

7.サービスの利用に関する留意事項

（1）ホームヘルパーについて
サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、担当のホームヘルパーは事業所都合により交代する可能性があります。その際は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するよう努めます。

（2）サービス提供について
サービスは、「居宅介護計画」に基づいて行います。実施に関する指示･命令はすべて事業所が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。
サービス実施のために必要な備品等（水道･ガス･電気を含む）は無償で使用させていただきます。(必要に応じてヘルパーが事業所等への連絡のための電話も含む)

（3）サービス内容の変更

訪問時に、利用者の体調等の理由で居宅介護計画で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービスの内容の変更をします。その場合、事業所は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス料金を請求します。

（4）受給者証の確認（契約書第３条参照）

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合は速やかにホームヘルパーにお知らせ下さい。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

（5）ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為
②利用者もしくはご家族からの金銭、預貯金通帳、証書、書類等のお預かり
③利用者もしくはご家族等の金銭又は物品、飲食の授受
④ご契約者の家族等に対するサービスの提供
⑤飲酒、喫煙、飲食（移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）
⑥身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
⑦その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

8.サービス実施の記録について

（1）サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容の確認をいただきます。内容に間違いや意見があればいつでもお申し出下さい。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より５年間保存します。

（2）利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第８条参照）

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

9.虐待防止について

本事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等を行っています。

［責任者］　松原　ゆかり

10.緊急時の対応方法について

サービスの提供を行っているときに病状の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

緊急連絡先につきましては、別紙「緊急連絡シート」を作成し、ヘルパーがいつでも見られる場所に置かせていただきます。

利用者、又は家族から事業所への緊急連絡については、以下の窓口で対応します。

緊急時対応窓口	電話番号　　０５８－２０１－０６８０ 緊急対応責任者　　松原　ゆかり 対応時間　　２４時間

11.事故発生時の対応方法について

利用者に対するサービスの提供において事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る相談支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名　：　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 保　険　名　：　介護保険・社会福祉事業者総合保険

12.苦情等の受付について（契約書第 14 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いやお手続きなどサービスに関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

〇お客様相談係〈苦情受付窓口　担当者〉　　松原　ゆかり

〇受付時間　　月曜日～日曜日　（祝祭日可）　9：00～18：00

〇電話番号　　058-201-0680

〇FAX 番号　　058-201-0681

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○岐阜市　　障がい福祉課
○所在地　　岐阜県岐阜市司町４０－１
○受付時間　　月曜日～金曜日　（祝祭日・年末年始不可）　8：45～17：30
○電話番号　　０５８－２６５－４１４１
○FAX 番号　　０５８－２６５－７６１３

○岐阜県運営適正化委員会
○所在地　　岐阜市下奈良２丁目２番１号　岐阜県福祉農業会館６階
○受付時間　　月曜日～金曜日　（祝祭日・年末年始不可）　9：00～16：00
○電話番号　　０５８－２７８－５１３６
○FAX 番号　　０５８－２７８－５１３７

令和　　年　　月　　日

（乙）当事業所は、甲１に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、□甲 1□甲２に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

所在地　　岐阜市須賀２丁目２番２７号メゾンスガ 103 号室
事業者名　株式会社フロリア　　㊞
事業所名　あおいケアヘルパーステーション

説明者名　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

（甲）私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

（甲１）利用者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（甲２）代理人氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿